平成２２年（フ）第３７０号
千葉県柏市名戸ケ谷1154番地の３
債務者　山野邉良夫
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３７４号
千葉県柏市豊四季495番地の９
債務者　西富　啓一
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８８号
千葉県松戸市稔台７丁目９番地の１　佐々木ハイツ102号
債務者　加藤　弘昭
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３９８号
千葉県野田市中里11番地の２
債務者　一ノ瀬まゆみ（旧姓吉岡）
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０１号
千葉県流山市南流山３丁目１番地の６グリーンパーク南流山606
債務者　木村　栄一
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４７４号
北九州市小倉北区木町２丁目13番26号　近藤アパート202
債務者　西滝　昭子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７２号
北九州市小倉南区企救丘２丁目14番27―201号
債務者　冨永　勇治
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７９号
北九州市小倉北区今町３丁目18番３号
債務者　小浦　　清
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３号
神奈川県横須賀市平和台３番３―303号
債務者　杉山つるの
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４２号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目12番地
債務者　大野　伸夫
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４９号
神奈川県横須賀市桜が丘２丁目20番16―1616号
債務者　宮本　崇史
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５３号
神奈川県横須賀市米が浜通２丁目７番地
債務者　宇田川まり（旧姓米尾）
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５８号
神奈川県横須賀市小川町23番地１三笠ハイツ507
債務者　岩崎　　麗（旧姓キャッツディバー）
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５２号
青森県弘前市大字鳥井野字宮本53番地10
債務者　成田　康弘
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１１４号
青森県青森市浪岡大字浪岡字林本111番地１
債務者　山内　愛子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９６号
松江市宍道町佐々布398番地８
債務者　山本　賢二
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２１号
福島県いわき市平北白土字穂積４番地　市営住宅７―７
債務者　佐野　勝正
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１３０号
福島県いわき市平字梅香町13番地の４
債務者　吉渡　幸子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部